

**くらしの知識** 未成年の子どもがオンラインゲームで勝手に決済

**【事例1】** 以前、中学生の息子が自分のスマートフォンに有料の楽曲をダウンロードしたいというので、私のクレジットカードで購入した。その後もカードの情報が端末に残っていたようで、息子が勝手に課金に使用し、45万円ほどの請求がきている。

**【事例2】** 小学校低学年の娘にせがまれて、私のスマートフォンでオンラインゲームを利用させたところ、3日間で約20万円の課金をしていた。娘は「数字のボタンを押したらアイテムが手に入った」と言い、年齢確認や購入という意識はなかったようだ。

スマートフォンやゲーム機器などをインターネットにつないで遊ぶオンラインゲームで、子ども(未成年者)が保護者に無断で決済をし、高額請求になったという相談が寄せられています。

「保護者が設定したパスワードや暗証番号を盗み見してキャリア決済をした」「家族の財布から無断で現金を持ち出してプリペイドカードを購入し、決済に使用した」などのケースがあります。

**【消費者へのアドバイス】**

- ①スマートフォンなどの端末、決済機能のあるカード類、ID、パスワードなどの管理を徹底しましょう。
- ②端末へのクレジットカード情報の登録状況、キャリア決済の利用限度額の設定状況などを確認しましょう。フィルタリング機能などを活用し、利用制限を設けることも効果的です。
- ③事業者「未成年者契約の取り消し」を主張することも可能ですが、状況によっては契約を取り消せない場合もあります。
- ④困ったときは、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

**法律相談コラム** 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

**ハンコは法的に意味がないか**

**事例** 知人に400万円貸しましたが「借りた覚えがない」などと言って返してくれません。知人の署名が入った借借書はありますがハンコがありません。それだと効力に問題がありますか。

**回答** お金を貸した事実があるか否かで知人と見解の相違が生じているのですね。究極的には訴訟で決着をつけるほかありません。

貸金請求訴訟では、借借書があれば裁判所はこれを重視すると思われる。ところが、借主が「借借書は偽造だ」など、借借書の作成が自分の意思と無関係だと主張する場合はどうでしょう。貸主側は、借主が自分の意思で借借書を書いたと立証する必要に迫られます。民事訴訟法228条の規定により、署名または押印がある私文書は、文書全体が本人の意思に基づいて作られたと推定されます。署名や押印が本人の意思に基づいてされたことがその前提です。ここで、最高裁の判例は、押印が本人の印章によるものであれば、本人の意思に基づく押印であると推定されるとしています。

つまり、貸主であるあなたは、もし借借書に借主である知人のハンコがあったなら、その印影が本物であることさえ証明すれば、借借書全体が知人の意思に基づいて作られたことを立証できたのです。知人が自分の意思で押印したことは立証する必要がありません。しかし、借借書に署名しかないなら、知人が自分の意思で借借書に署名したことを貸主のあなたが証明しなければなりません。

判例によれば、このようなハンコの効力は、実印はもちろん、認め印でも原則的に認められます(ただし、印章を家族らと共用したり、他人に印章を預けていたなど、事情によっては否定されます)。

近時、政府が「ハンコ廃止」の音頭を取っていますが、こと民事訴訟の世界では、ハンコははまだ無意味なものとはいえません。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 北川浩司(弁護士)

**3月各種無料相談**  
☎996-2111

★①②⑤⑦⑩⑬⑯の予約は、電話で受け付けます。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑯を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



**⑤司法書士相談** 問秘書広報課 ☎0373  
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談  
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約  
日3月18日(木) 午後1時~4時  
場市民相談室 定6人(事前予約制)

**⑥DV相談** 問人権・男女共同参画課 ☎0811  
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)  
日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

**⑦女性相談** 問人権・男女共同参画課 ☎0811  
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)  
日毎週火~木曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
場駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)

**⑧心配ごと相談** 問社会福祉協議会 ☎995-3636  
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)  
日3月3日(水)・17日(水) 午後1時~4時  
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

**⑨生活困窮者自立相談** 問社会福祉課 ☎0493  
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分  
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

**⑩こころの健康相談** 問保健センター ☎995-3381  
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)  
日3月1日(月) 午後1時~2時30分  
場保健センター 定2人(事前予約制)

**⑪消費生活相談** 問商工観光課 ☎0336  
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
場消費生活センター ※受付は商工観光課

**⑫内職相談** 問商工観光課 ☎0274  
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)  
日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分  
場市民相談室

**⑬若年者就職相談** 問ゆまにて ☎996-0123  
若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)  
日3月3日(水)・17日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時  
場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)

**⑭教育相談** 問教育相談所 ☎995-0077  
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時  
場教育相談所(八条小学校西隣)

**⑮家庭児童相談** 問子育て支援課 ☎0472  
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時  
場家庭児童相談室

**⑯子育て相談** 問だいら児童館 ☎999-0321  
子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)  
日3月19日(金) 午前9時~正午  
場だいら児童館(わんぱる) 定3人(事前予約制)

**⑰子育てコーディネーター** 問乳幼児発達支援センター ☎951-0229  
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談  
日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時  
場やしお子育てほっとステーション

**⑱休日・夜間納税相談** 問納税課 ☎0330  
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします  
日3月7日(日) 午前9時~午後4時  
毎週木曜日 午後5時15分~7時  
場納税課